

○北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱

改正	平成 28 年 1 月 5 日
改正	平成 28 年 2 月 23 日
改正	平成 29 年 3 月 3 日 北秋田市告示第 18 号
改正	令和 6 年 3 月 24 日 北秋田市告示第 24 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、北秋田市に住民登録し居住する就労者のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校（以下「高校・大学等」という。）の在学中に借り入れた高校・大学生等奨学金（以下「奨学金等」という。）を返還する者に対し、返還金の一部を助成することにより、人材の確保と定住促進を図ることを目的とする。

(対象となる奨学金等)

第 2 条 助成金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第 1 種奨学金、第 2 種奨学金
- (2) 公益財団法人秋田県育英会の月額奨学金
- (3) 北秋田市奨学資金
- (4) 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会の教育支援資金
- (5) 地方公共団体の奨学金
- (6) その他市長が認める奨学金

2 助成対象者が、前項に掲げる奨学金等について複数のものを借り入れ返還予定又は返還中である場合は、そのうち 2 つまでを助成の対象とすることができる。

(助成金の受給要件)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等の正規職員となった者を除く。

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降に奨学金等の返還を開始した者、又は北秋田市外に 1 年以上住民登録し居住していた者が平成 27 年 4 月 1 日以降に北秋田市に住民登録し居住した時点で 45 歳未満の奨学金等を返還中の者
- (2) 北秋田市民の被雇用者（正規雇用又は雇用期間が 6 カ月以上の雇用保険の一般被保険者。ただし、居住又は転入事由が事業所の人事異動又は研修異動等の者を除くものとするが、人事異動による者のうち 5 年を超える間北秋田市に居住できる者が様式第 11 号を提出した場合は対象とする。）又は北秋田市民の起業者
- (3) 本助成金の初年度の交付決定の日から 5 年を超える期間、本市に居住する意思がある者（ただし、交付を途中で休止した場合は、休止期間はこれに含まないものとする。）

(4) 北秋田市に納付すべき市税、分担金、使用料その他の滞納がない者
(助成金の対象)

第3条の2 助成金の対象は、奨学金等の返還にかかる元金及び約定利息(奨学金貸与団体との当初又は猶予等を理由とする変更後の約定において、平成27年4月以降に返還することとされている部分に限り、遅延利息及び延滞金は含まないものとする。)とし、繰上げ返還等による奨学金等の返還額は、別表に規定する申請日が属する年度中に返還した奨学金等に含まないものとする。

2 本要綱に基づく助成の対象となる奨学金等について、返還金の一部免除及び本市以外の地方公共団体等(以下「他団体等」という。)の助成がある場合はその額を除いた残額を助成対象とし、返還の猶予を受ける場合はその期間は助成対象としないものとする。

3 助成金の受給要件を月の初日で満たしたときは当該月の返還金から交付対象とし、月の途中で満たしたときは翌月分の返還金から交付対象とする。別表各号に掲げる助成区分の適用時期についても、また同様とする。

4 第12条に規定する届出に基づき、助成金の受給要件(本市への住民登録及び居住要件を除く。)が月の途中で失われたことが確認されたときは、当該届出のあった月の前月分までの返還金を助成金の交付対象とする。

5 助成対象者は、前項により失効した受給要件が回復した場合、速やかに市長に様式第1号を提出するものとする。この場合において、助成金の交付対象月は第3項の規定の例による。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金の交付を申請する年度内に返還すべき奨学金等の額に別表に規定する助成率を乗じて算出した額(千円未満切り捨て)とし、助成率が2分の1となる場合にあっては年額20万円、助成率が3分の1となる場合にあっては年額13万3千円を上限とする。

(助成期間)

第4条の2 助成金の交付の期間は、助成の対象となった最初の月から最大60月とする。

(交付期間の選択)

第4条の3 助成対象者は、他団体等から返還金に対する助成を受ける場合、次に掲げるいずれかの方法により、本市から助成金の交付を受ける期間を選択できるものとする。

(1) 他団体等からの助成期間終了後に、本要綱に基づく助成を申請すること。

(2) 本要綱による助成対象となる期間中に一時交付を休止し、他団体等からの助成期間終了後、本要綱に基づく助成を申請すること。

(3) 他団体等の助成と併せて本要綱に基づく助成を申請すること。(ただし、本要綱による助成は、返還額から他団体等からの助成金を除いた額を対象とする。)

2 前項第1号又は第2号に掲げる助成方法を選択した助成対象者は、北秋田市奨学金等返還支援助成金の休止申請書(様式第13号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項による申請に対し休止理由等を審査のうえ、適正と認められたときは北秋

田市奨学金等返還支援助成金の休止承諾通知書（様式第 14 号）による通知をもって承諾する。

（交付申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、北秋田市奨学金等返還支援助成金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- （1） 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証するもの
- （2） 申請日が属する年度に返還すべき奨学金等の返還金額を証するもの
- （3） 事業所から交付される労働条件通知書又はそれに代わるもの（就労証明書（様式第 2 号等）、自営業にあつては営業証明書等自らの業を営むことを証する書類）
- （4） 別表の区分 1 号に該当する場合は、当該指定する国家資格の取得を証するもの
- （5） 最終学歴の卒業年月を証明できるもの
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、毎年度 3 月末日までに提出しなければならない。

（交付決定及び決定通知）

第 6 条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、申請者に対して北秋田市奨学金等返還支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 申請者は、前条に規定する申請書を提出したのち、助成金の交付申請を取りやめる場合は、速やかに助成金交付申請取下げ届（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出の提出があつたときは、当該申請に係る助成金の決定はなかったものとみなす。

（完了報告）

第 8 条 申請者は、交付の決定を受けた年度の期間中に返還すべき奨学金等を返還したときは、速やかに返還完了報告書（様式第 5 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- （1） 返還の事実を証するもの
- （2） 交付年度における就労期間等を証する書類（様式第 12 号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第 9 条 市長は、前条の報告があつたときは、住民登録等の確認のほか、当該報告に係る書類の審査を行い、交付が適当と認められるときは、交付金額を確定し、申請者に対して北秋田市奨学金等返還支援助成金交付額確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項による審査の結果が適当でないと認めるときは、申請者に必要な是正措置

を命ずることができる。

(助成金の交付)

第10条 申請者は、前条の規定による確定通知書を受けたときは、速やかに北秋田市奨学金等返還支援助成金請求書(様式第7号)により助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号に掲げる事実が判明したときは助成金の交付の決定を取消し、北秋田市奨学金等返還支援助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたと認められるとき

(2) 申請初年度の助成金の交付の決定を受けてから5年以内に転出したとき

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る助成金が既に交付されているときは、北秋田市奨学金等返還支援助成金返還命令書(様式第9号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、市長が止むを得ないと認めるときは、この限りでない。

(申請後の異動等の届出)

第12条 第5条に規定する申請を行った者は、当該年度内において次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を個人情報異動報告書(様式第10号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、助成金振込予定口座)に異動が生じる場合

(2) 就労先等情報に異動が生じる場合(離職・廃業・転職等をする場合)

(3) 当初届出の勤務地に変更が生じる場合(事業所・事務所が変更になる、長期研修等により一時的に転出する場合等)

(4) 助成対象奨学金について、返還猶予を受ける場合

(5) 助成対象奨学金について、返還免除を受ける場合

(6) 助成対象奨学金について、返還計画を変更する場合(繰上返還、減額返還を行う場合等)

(7) その他届出の必要があると認められる場合

2 市長は、前項の届出に基づき情報を更新する。なお、必要に応じ届出の内容を反映した変更後の交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第3条第1号に定める平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に北秋田市に転入した45歳未満の者には、平成27年3月中に転入し、同年4月中に就業した者を含む。

附 則（平成28年1月5日改正）

この要綱は、平成28年1月5日から施行し平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月23日改正）

この要綱は、平成28年2月23日から施行し平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月3日 北秋田市告示第18号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月24日 北秋田市告示第24号）

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条の2、第4条及び第5条関係）

次の区分ごとに、申請日が属する年度中に返還した奨学金等に助成率を乗じた金額（千円未満切り捨て）を助成する。

区分	対 象 者	助成率
1号	指定する国家資格 （医師 歯科医師 公認会計士 税理士 弁護士 司法書士 行政書士 宅地建物取引主任者 建築士 測量士 測量士補 土地家屋調査士 中小企業診断士 社会保険労務士 旅行業務取扱管理者 精神保健福祉士 社会福祉士 介護福祉士 保育士 栄養士 管理栄養士 薬剤師 看護師 保健師 助産師 診療放射線技師 臨床検査技士 臨床工学技士 歯科衛生士 歯科技工士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 土木施工管理技士 建築施工管理技士 電気工事士 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師） 取得者で、当該資格に基づき業務に従事する者 または、指定する国家資格以外で市長が認める国家資格を取得し当該資格に基づき業務に従事する者	1／2
2号	上記以外の者で就労している者	1／3

様式第 1 号（第 5 条関係）

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付申請書

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

なお、この申請に関して、申請人の住所登録日、市税等の納付状況等を確認することに同意します。

奨学金等の名称	
奨学金等の返還開始日	年 月
北秋田市転入日	年 月 日
助成申請に係る取得資格	有（資格名： ） ・ 無
就労先名称及び所在地	名 称 所在地
年度 奨学金等返還金額 （助成対象分）	
奨学金を借りた教育機関名 卒業（中途退学）年月	年 月
県制度該当の場合○で囲む	併用型を希望する

※添付書類

- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証するもの（初年度申請時のみ）
- (2) 申請日が属する年度に返還すべき奨学金等の返還金額を証するもの
- (3) 事業所から交付される労働条件通知書又はそれに代わるもの（就労証明書（様式第 2 号等）、自営業にあっては営業証明書等自らの業を営むことを証する書類）
- ・ 第 3 条の 2、第 4 条及び第 5 条に規定する別表第 1 号に該当する場合
 - (4) 指定する国家資格の取得を証するもの
 - (5) 最終学歴の卒業年月を証明できるもの（初年度申請時のみ）

様式第 2 号（第 5 条関係）

就 労 証 明 書

住 所	北秋田市
氏 名	(生年月日： 年 月 日)
就 業 年 月 日	年 月 日
雇 用 形 態 ※該当する項目に○又は期間を記入	・ 正規雇用 ・ 非正規雇用（雇用期間： ～ ）
職 種	
雇用保険の加入	有（保険番号： ） ・ 無
有資格者雇用の 有 無	有（資格名： ） ・ 無
備 考	

上記のとおり就労していることを証明します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者名 印

(担当者名)
(連絡先)

様式第3号（第6条関係）

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付（不交付）決定通知書

指令北秋総政
年 月 日

（申請者）様

北秋田市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記助成金について、下記のとおり交付する（しない）ことに決定しましたので通知します。

記

※交付の決定をした場合

- 1 助成金交付の種別 交付要綱第3条の2、第4条及び第5条別表 号助成 助成率 /
2 助成金交付決定額 金 円

対象期間	〇〇奨学金にかかる 年 月分～ 年 月分の返還額が助成対象となる
算定方法	併用型を選択したため上記助成対象額から県の助成額を除いた額の〇/〇を助成する
助 成 額 (計算方法)	県助成額は〇年〇月から〇年〇月までの返還金を対象とした12ヶ月分に対する助成となるため、 〇年〇月から〇年〇月までの〇年度〇月分に相当する県助成額を算出し、その額を〇年度の返還 額から差し引き、差し引いた残額に〇/〇を乗じて算出する。 ※計算式は下記の計算1～計算3のとおり
県助成額	計算1 $\frac{\text{〇.〇月～〇.〇月分までの返還額} \times \text{助成率}}{\text{補助対象返還額 〇円}} = \frac{\text{〇円}}{\text{〇円}} = \underline{\text{〇円}} \cdots \text{①}$ 計算2 $\frac{\text{①} \times \text{〇/〇}}{\text{〇円} \times \text{〇/〇}} = \frac{\text{〇円}}{\text{〇円}} = \underline{\text{〇円}} \cdots \text{②}$
市助成額	計算3 $\frac{(\text{〇.〇月～〇.〇月分までの返還額} - \text{②}) \times \text{助成率}}{(\text{〇円} - \text{②}) \times \text{〇/〇}} = \underline{\text{〇円}}$

- 3 交付条件
- ・ 助成金交付決定のあった対象期間の奨学金等を返還したときは、別紙「返還完了報告書」（様式第5号）を速やかに提出してください。
 - ・ 助成金の交付については、「北秋田市奨学金等返還支援助成金請求書」（様式第7号）による請求が別途必要になります。
 - ・ 不正の行為によって助成金の交付を受けたとき又は最初の助成金の交付の決定を受けてから5年以内に転出したときは、助成金の交付決定が取り消され、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。

※交付しない場合は交付しない理由を明記する。

様式第4号（第7条関係）

助成金交付申請取下げ届

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 住 所 北秋田市

氏 名 ⑩

連絡先

年 月 日付けで申請した北秋田市奨学金等支援助成金交付申請は、下記の理由により取り下げますので、北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第7条の規定により届けます

理 由

様式第5号（第8条関係）

返還完了報告書

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 住 所 北秋田市

氏 名 ⑩

連絡先

年 月 日付指令北秋総政 号で交付の決定を受けた 年度分の
奨学金等を返還しましたので、北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第8条の規定に
より、関係書類を添えて報告します。

※添付書類

- (1) 年度に返還すべき奨学金等の返還の事実を証するもの
- (2) その他、市長が必要と認めた書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付額確定通知書

年 月 日

（申請者）様

北秋田市長 印

年 月 日付指令北秋 号で交付の決定をした標記助成金については、
下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

助成金交付確定額 金 円

様式第 7 号（第 10 条関係）

北秋田市奨学金等返還支援助成金請求書

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 住 所 北秋田市

氏 名 ⑩

連絡先

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 助成金振込先口座

金 融 機 関 名	銀行 信用組合 信用金庫 農業協同組合 (本店・支店)							
口座種類・口座番号	1 普 通							
	2 当 座							
	3 その他 ()							
(ふ り が な) 口 座 名 義 人								

※口座名義は、請求者氏名と同一にしてください。

様式第 8 号（第 11 条関係）

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付決定取消通知書

年 月 日

（申請者）様

北秋田市長 印

年 月 日付指令北秋 号で交付の決定をした標記助成金等については、
下記のとおり取消したので通知します。

記

- 1 取消しする事項
- 2 取消しの理由
- 3 既交付決定額 金 円
- 4 取消し後の交付決定額 金 円

様式第 9 号（第 11 条関係）

北秋田市奨学金等返還支援助成金返還命令書

年 月 日

（申請者）様

北秋田市長 ㊟

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、 年 月 日
付指令北秋 で交付の決定をした助成金等については、下記のとおり返還してください。

記

返 還 理 由	
返還助成金	
返 還 期 限	年 月 日
備 考	

様式第 10 号（第 3 条の 2 及び第 12 条関係）

個人情報異動報告書

[illegible]

年 月 日

住所

名称

様式第 11 号（第 3 条関係）

年 月 日

定 住 誓 約 書

北秋田市長 津 谷 永 光 様

住 所 北秋田市

氏 名

⑩

連絡先

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、北秋田市奨学金等返還支援助成金の交付を受けるにあたり、下記に記した 5 年の間、北秋田市に住民登録し北秋田市に居住することを誓約します。

なお、本誓約について事情により履行できない場合、北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第 11 条の規定に基づき交付を受けた全額について返還することについて併せて誓約します。

北秋田市での定住を誓約する期間

年 月 日 ～

年 月 日

様式第 12 号（第 8 条関係）

就 労 報 告 書

住 所	北秋田市
氏 名	(生年月日： 年 月 日)
令和 年度内の 就 労 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（見込）
雇 用 形 態 ※該当する項目に○又は期間を記入	・ 正規雇用 ・ 非正規雇用
職 種	
備 考	

上記のとおり就労したことを報告します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者名



(担当者名)
(連絡先)

様式第 13 号（第 4 条の 3 関係）

年 月 日

北秋田市奨学金等返還支援助成金の休止申請書

北秋田市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

連絡先

北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第 4 条の 3 第 2 項の規定により、北秋田市奨学金等返還支援助成金の休止を申請します。

1. 休止の理由

奨学金の返還金に対し、北秋田市以外の地方公共団体等から助成を受けるため。

2. 助成を受ける団体等名

秋田県 ・ その他 （ ）

※いずれかを○で囲んでください。その他の場合は名称を記入のこと。

3. 助成を受ける奨学金の返還期間

年 月分の奨学金 ～ 年 月分の奨学金まで

4. その他（過去に申請していない方のみ下記の書類を添付してください。）

- （1） 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与証書等
- （2） 毎月の奨学金の返還が分かる償還表等
- （3） 事業所から交付される労働条件通知書又はそれに代わるもの（様式第 2 号の就労証明書で可）、自営業の場合は営業証明書等自らの業を営むことを証する書類
- （4） 国家資格に基づく就労の場合は国家取得を証するもの

様式第 14 号（第 4 条の 3 関係）

北秋総政

年 月 日

北秋田市奨学金等返還支援助成金の休止承諾通知書

（申請者）様

北秋田市長 ⑨

年 月 日付けで申請のありました北秋田市奨学金等返還支援助成金の休止については、審査の結果承諾します。

なお、他団体等からの助成終了に伴う手続きについては、下記のとおりですのでご確認ください。

他団体等の助成金が終了する最終の返還日を迎える 1 月前までに、北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱第 5 条にかかる申請書類を提出すること。

注) 交付申請後、北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱に基づく受給要件を満たさないと認められる場合は助成しない。（この場合、他団体等から助成を受け休止している期間に北秋田市奨学金等返還支援助成金交付要綱に基づく受給要件を満たした過去分については遡及して助成しない。）

担当：北秋田市産業部産業政策課移住・定住支援室（TEL62-8002）